

# 四半期報告書

(第9期第1四半期)

自 平成24年4月1日  
至 平成24年6月30日

株式会社マルハニチロホールディングス

(E00020)

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 ..... | 1 |
| 2 事業の内容 .....       | 1 |

## 第2 事業の状況

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 1 事業等のリスク .....                    | 2 |
| 2 経営上の重要な契約等 .....                 | 2 |
| 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... | 2 |

## 第3 提出会社の状況

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 株式等の状況 ..... | 4 |
| 2 役員の状況 .....  | 8 |

## 第4 経理の状況 .....

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 四半期連結財務諸表                  |    |
| (1) 四半期連結貸借対照表 .....         | 10 |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 |    |
| 四半期連結損益計算書                   |    |
| 第1 四半期連結累計期間 .....           | 12 |
| 四半期連結包括利益計算書                 |    |
| 第1 四半期連結累計期間 .....           | 13 |
| 2 その他 .....                  | 17 |

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社マルハニチロホールディングス
【英訳名】	Maruha Nichiro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久代 敏男
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【電話番号】	03（6833）0826
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【電話番号】	03（6833）0826
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期連結 累計期間	第9期 第1四半期連結 累計期間	第8期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高（百万円）	202,850	195,009	816,121
経常利益（百万円）	6,175	4,905	14,878
四半期（当期）純利益（百万円）	2,654	7,057	3,385
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	3,826	8,908	4,009
純資産額（百万円）	73,649	81,527	73,737
総資産額（百万円）	479,043	495,474	468,054
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	5.22	13.85	6.38
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	4.89	13.02	6.24
自己資本比率（%）	12.7	13.7	13.1

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興関連需要を背景として緩やかな持ち直し傾向にあるものの、欧州債務危機の深刻化や中国経済の成長鈍化、今夏の電力供給問題等の不安要素により、先行きは依然不透明な状況となっております。

水産・食品業界におきましても、消費者の根強い低価格志向等、厳しい事業環境が続いています。

このような状況下で、当社グループは、中期三ヵ年経営計画「ダブルウェーブネクスト（2011-2013）」の二年目となる当期の目標達成に向け、M&Aの推進や不採算子会社の切り離しなど事業の選択と集中を進め、組織・資本の最適化や経営管理体制の強化に努めてまいりました。

当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は195,009百万円（前年同期比3.9%減）、営業利益は3,939百万円（前年同期比35.9%減）、経常利益は4,905百万円（前年同期比20.6%減）となりました。四半期純利益は厚生年金基金の代行部分返上による特別利益の計上等により、7,057百万円（前年同期比165.9%増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 水産事業

水産セグメントは、国内外の漁業・養殖事業、すりみの生産販売を中心とした北米事業、海外調達ネットワークを持つ水産商事事業、市場流通の基幹を担う荷受事業及び市場外流通を受け持つ戦略販売事業から構成され、国内外の市場動向を注視しながらお客様のニーズに対応した的確な買付販売と加工事業の強化により、収益の確保に努めました。

漁業・養殖事業では、漁撈事業は沖合まき網及び海外事業の不振、養殖事業はマグロの売価が上昇したもののカンパチの売価の低迷が続き、全体では減収減益となりました。

北米事業は、ズワイガニの生産・販売が流氷により遅れたものの、昨年とほぼ同水準の漁獲枠となったスケソウダラを効率的に漁獲・生産することができ、すりみ・助子の販売も順調に推移したことから増収増益となりました。

水産商事事業は、チリ産の鮭鱒の市況下落の影響を受けて冷凍魚全般の荷動きが悪化したこと、エビは買付コストの上昇に対し十分な売価転嫁ができなかったこと等により、減収減益となりました。

荷受事業は、引き続き取扱量の減少に歯止めがかからないなか、マグロや鮮魚の仕入価格上昇、及び冷凍鮭鱒の相場下落による影響により、減収減益となりました。

戦略販売事業は、主要原料価格が低下するなか、量販、生協、コンビニ、及び寿司業態向けの販売が好調に推移し、増収増益となりました。

以上の結果、水産セグメントの売上高は120,648百万円（前年同期比5.5%減）、セグメント利益は2,023百万円（前年同期比40.1%減）となりました。

#### 食品事業

食品セグメントは、市販用及び業務用冷凍食品の製造・販売を行う冷凍食品事業、缶詰・フィッシュソーセージ・ちくわ・デザート・ペットフード等の製造・販売を行う加工食品事業、畜産物及び飼料を取り扱う畜産事業、化成品・調味料・フリーズドライ製品の製造・販売を行う化成品事業並びにアジア・オセアニア事業から構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めました。

冷凍食品事業は、前年同期には震災で被害を受けた生産拠点が操業停止を余儀なくされましたが、他工場への生産移管、被災工場の復旧、市場でのシェア回復に努めたこと及び業務用の重点カテゴリー商材の伸長等により増収増益となりました。

加工食品事業は、缶詰や飲料における昨年度の需要の反動、及びペットフードの販売不振により減収となり、さらに缶詰の販促費用の増加、ペットフードや果汁飲料における原料高等もあり減益となりました。

畜産事業は、輸入豚肉や南米産魚粉の取扱い減少により減収となりましたが、牛肉事業や加工品事業における利益率の向上により、前年並みの利益を確保いたしました。

化成品事業は、乾燥食品において生産移転した工場の稼働により売上が回復したものの、バイオ関連のサプリメントや調味料の販売不振により、減収減益となりました。

アジア・オセアニア事業は、タイにおいて生産された冷凍食品の販売において、日本、米国、オセアニア市場向けは好調に推移して増収となりましたが、欧州向け缶詰の販売不振、及び缶詰や冷凍食品原料の高騰により減益となりました。

以上の結果、食品セグメントの売上高は69,072百万円（前年同期比1.6%減）、セグメント利益は2,283百万円（前年同期比30.8%減）となりました。

#### 保管物流事業

保管物流セグメントは、お客様の物流コスト削減による在庫圧縮の傾向が続くなか、水産物をはじめ畜産品や冷凍食品の集荷営業活動を行いました。

入庫数量は前年同期よりやや減少したものの、入庫数量に比べて出庫数量が少なかったため、当期末の在庫数量は前年同期より増加いたしました。

輸配送事業等の周辺事業もほぼ順調に推移し、保管物流セグメントの売上高は3,902百万円（前年同期比7.3%増）、セグメント利益は353百万円（前年同期比20.5%増）となりました。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、151百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は495,474百万円となり、前連結会計年度末に比べ27,420百万円増加いたしました。これは主として新規連結子会社の取得による増加であります。

負債は413,947百万円となり、前連結会計年度末に比べ19,631百万円増加いたしました。これは主として借入金の増加によるものであります。

少数株主持分を含めた純資産は81,527百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,789百万円増加いたしました。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,170,000,000
第一種優先株式	26,000,000
計	1,196,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通 株式	510,024,159	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数1,000株 (注1・8)
第一種 優先 株式 (注2)	6,730,000	同左	—	単元株式数1,000株 (注3・4・5・6・ 7・8)
計	516,754,159	同左	—	—

- (注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 第一種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
3. 第一種優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が増加します。行使価額等の修正基準、行使価額等の下限等の定めの内容については以下のとおりであります。
- 取得価額は、平成19年9月1日から平成26年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)の時価(以下それぞれ「時価」という。)が当該取得価額修正日の前営業日に有効な取得価額を下回る場合、当該取得価額修正日以降、当該時価に修正されるものとする。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(c)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)または50円のいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とする。
4. 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1)種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス 第一種優先株式(以下「第一種優先株式」という。)
- (2)発行株式数 第一種優先株式2,000万株
- (3)発行価額 1株につき1,000円
- (4)発行価額中資本に組み入れない額 1株につき500円
- (5)払込期日 平成17年3月25日(金曜日)
- (6)配当起算日 平成17年3月25日(金曜日)

- (7) 募集の方法 第三者割当の方法により、当会社及び当会社の子会社である株式会社マルハニチロ水産の取引先等に割り当てる。
- (8) 第一種優先配当金
- (イ) 第一種優先配当金の額
- 1株あたりの第一種優先配当金の額は、20円とする。ただし、初年度の第一種優先配当金については、39円とする。
- (ロ) 非累積条項
- ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。
- (ハ) 非参加条項
- 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて配当を行わない。
- (ニ) 第一種優先中間配当金
- 当会社は、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。
- (9) 残余財産の分配
- 当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円を支払う。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。
- (10) 議決権
- 第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (11) 募集株式の割当てを受ける権利等
- 当会社は、第一種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第一種優先株主に対し、募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。
- (12) 取得請求権
- (イ) 取得を請求し得べき期間
- 平成18年9月1日から平成27年3月24日まで
- (ロ) 取得の条件
- 第一種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)ないし(c)に定める取得価額により、当会社の普通株式を交付することができる。
- (a) 当初取得価額
- 当初取得価額は、平成18年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)または50円のいずれか高い方の金額とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。
- (b) 取得価額の修正
- 取得価額は、平成19年9月1日から平成26年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)の時価(以下それぞれ「時価」という。)が当該取得価額修正日の前営業日に有効な取得価額を下回る場合、当該取得価額修正日以降、当該時価に修正されるものとする。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(c)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)または50円のいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とする。



(c) 取得価額の調整

取得価額は、第一種優先株式発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(ハ) 取得により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の取得により発行すべき当社の普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{取得により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得請求のために提出した第一種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(13) 取得条項

当社は、第一種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった第一種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得基準日」という。）をもって取得する。その場合、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を当該第一種優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が第一種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合の1に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(14) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

5. 第一種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由  
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
6. 第一種優先株式の権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
7. 第一種優先株式の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
8. 提出日現在発行数には、平成24年8月1日から当四半期報告書を提出する日までの第一種優先株式の取得請求に係る株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	516,754,159	—	31,000	—	12,250

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第一種優先株式 6,730,000	—	「1（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 （自己保有株式） 384,000 （相互保有株式） 52,000	—	「1（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 498,827,000	498,827	同上
単元未満株式	普通株式 10,761,159	—	—
発行済株式総数	516,754,159	—	—
総株主の議決権	—	498,827	—

（注）「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が15,000株含まれております。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数15個が含まれております。

②【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己株式） 株式会社マルハニチロ ホールディングス	東京都江東区豊洲三丁目 2番20号	384,000	—	384,000	0.07
（相互保有株式） 境港魚市場株式会社	鳥取県境港市昭和町9番 地7	50,000	—	50,000	0.01
株式会社ニチロサンプ ーズ	新潟県長岡市南陽一丁目 1027番1号	2,000	—	2,000	0.00
計	—	436,000	—	436,000	0.08

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	15,847	12,943
受取手形及び売掛金	95,839	110,748
たな卸資産	114,913	122,907
その他	16,333	18,277
貸倒引当金	△778	△852
流動資産合計	242,155	264,023
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	46,177	49,784
土地	58,511	59,764
その他（純額）	28,384	31,677
有形固定資産合計	133,073	141,226
無形固定資産		
のれん	18,176	19,912
その他	6,788	7,065
無形固定資産合計	24,964	26,977
投資その他の資産		
投資その他の資産	79,498	74,853
貸倒引当金	△11,638	△11,606
投資その他の資産合計	67,860	63,246
固定資産合計	225,899	231,451
資産合計	468,054	495,474
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	30,656	38,312
短期借入金	174,574	187,063
引当金	1,593	3,696
その他	35,429	40,526
流動負債合計	242,253	269,599
固定負債		
長期借入金	116,392	113,246
退職給付引当金	28,001	22,248
その他の引当金	341	334
その他	7,327	8,517
固定負債合計	152,062	144,347
負債合計	394,316	413,947

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,000	31,000
資本剰余金	31,699	31,699
利益剰余金	9,910	15,304
自己株式	△68	△68
株主資本合計	72,542	77,935
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△577	△1,192
繰延ヘッジ損益	12	6
為替換算調整勘定	△10,783	△8,883
その他の包括利益累計額合計	△11,348	△10,069
少数株主持分	12,544	13,660
純資産合計	73,737	81,527
負債純資産合計	468,054	495,474

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
売上高	202,850	195,009
売上原価	173,018	167,240
売上総利益	29,832	27,768
販売費及び一般管理費	23,683	23,829
営業利益	6,148	3,939
営業外収益		
受取配当金	545	563
雑収入	738	1,367
営業外収益合計	1,283	1,931
営業外費用		
支払利息	960	837
雑支出	297	126
営業外費用合計	1,257	964
経常利益	6,175	4,905
特別利益		
厚生年金基金代行返上益	—	8,570
その他	27	18
特別利益合計	27	8,588
特別損失		
事業整理損失引当金繰入額	—	* 2,002
災害による損失	668	—
その他	85	51
特別損失合計	754	2,054
税金等調整前四半期純利益	5,448	11,440
法人税等	2,612	4,319
少数株主損益調整前四半期純利益	2,835	7,121
少数株主利益	180	63
四半期純利益	2,654	7,057

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,835	7,121
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△155	△624
繰延ヘッジ損益	10	△5
為替換算調整勘定	1,036	2,197
持分法適用会社に対する持分相当額	100	220
その他の包括利益合計	990	1,787
四半期包括利益	3,826	8,908
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,539	8,337
少数株主に係る四半期包括利益	286	571



**【会計方針の変更】**

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ26百万円増加しております。

**【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

(税金費用の計算)

一部の連結子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

**【追加情報】**

(退職給付引当金)

当社の連結子会社である(株)マルハニチロ食品他5社が加入するニチロ厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成24年5月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。

当第1四半期連結累計期間における損益に与えている影響額は8,570百万円であり、特別利益に計上しております。

**【注記事項】**

(四半期連結損益計算書関係)

\* 「事業整理損失引当金繰入額」の内訳

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
	連結子会社の売却に伴う損失見込額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	3,199百万円	3,095百万円
のれんの償却額	373	340

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,524	3	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
	第一種優先株式	140	20	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額1,524百万円については、連結子会社が所有する普通株式の自己株式にかかる配当金を控除しております。なお、控除前の金額は、1,524百万円であります。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,528	3	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金
	第一種優先株式	134	20	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額1,528百万円については、連結子会社が所有する普通株式の自己株式にかかる配当金を控除しております。なお、控除前の金額は、1,528百万円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	水産事業	食品事業	保管物流 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	127,615	70,222	3,637	201,475	1,374	202,850	—	202,850
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,100	1,486	1,288	7,875	104	7,979	△7,979	—
計	132,715	71,709	4,926	209,351	1,478	210,830	△7,979	202,850
セグメント利益	3,379	3,300	293	6,974	118	7,092	△943	6,148

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料等の保管業、海運業、不動産業、ホテル業及び毛皮の製造販売業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△943百万円には、セグメント間取引消去19百万円、各報告セグメントに配賦していない全社費用が△963百万円含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	水産事業	食品事業	保管物流 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	120,648	69,072	3,902	193,624	1,384	195,009	—	195,009
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,733	1,742	1,308	8,785	105	8,890	△8,890	—
計	126,382	70,815	5,210	202,409	1,490	203,899	△8,890	195,009
セグメント利益	2,023	2,283	353	4,659	164	4,824	△885	3,939

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料等の保管業、海運業、不動産業、ホテル業及び毛皮の製造販売業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△885百万円には、セグメント間取引消去31百万円、各報告セグメントに配賦していない全社費用が△916百万円含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5円22銭	13円85銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,654	7,057
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,654	7,057
普通株式の期中平均株式数(千株)	508,440	509,621
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4円89銭	13円02銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	△3	—
(うち子会社の発行する潜在株式調整額 (百万円))	(△3)	(—)
普通株式増加数(千株)	33,722	32,512
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成17年子会社ストック・オプション (新株予約権方式) 新株予約権の数 252個

(重要な後発事象)

当社は平成24年8月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率の向上と、株主の皆様への利益還元を図るため。

(2) 取得の内容

- ①取得する株式の種類 当社普通株式
- ②取得する株式の総数 17,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合: 3.34%)
- ③取得価額の総額 2,000百万円(上限)
- ④取得する期間 平成24年8月7日から平成24年9月21日まで
- ⑤取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付及び信託方式による市場買付

(3) 消却の内容

- ①消却する株式の種類 当社普通株式
- ②消却する株式の総数 (2)により取得した自己株式の全数
- ③消却予定日 平成24年9月28日

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月10日

株式会社マルハニチロホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 台 祐二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 文倉 辰永 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルハニチロホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルハニチロホールディングス及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【会社名】	株式会社マルハニチロホールディングス
【英訳名】	Maruha Nichiro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久代 敏男
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長久代敏男は、当社の第9期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。